

災害見舞金給付規程

第1条（見舞金制度の概要）

株式会社富山常備薬グループ（以下「当社」とします。）は、対象製品を【常備お届けコース】にてご購入されているお客様（以下「購入者様」とします。）が対象期間内に発生した対象災害により災害を被られた場合に、対象者様に対して見舞金を給付致します。

第2条（用語の定義）

本規定において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

(1) 「対象者様」

災害発生時点において、当社と対象製品の【常備お届けコース】での購入契約を締結している購入者様

(2) 「対象期間」

2017年8月28日0時、もしくは購入者様が当社へ【常備お届けコース】での対象製品購入申込受領日のいずれか遅い日から、2018年8月28日16時までとします。

(3) 「対象災害」

【常備お届けコース】にて購入者様がお住まいの住居が、火災・洪水・地震により、損害が発生した場合とします。但し、当該建物が半壊以上損壊した場合に限ります。

第3条（見舞金の上限）

当社が対象者様に給付致します見舞金は、対象者様毎、対象期間内に1度、以下を上限とします。

(1) 「火災」・「洪水」の場合、3万円とします。

(2) 「地震」の場合、7万円とします。

但し、対象期間を通じて総額2億円を上限とします。

第4条（見舞金の請求）

購入者様が本規定の定めるところに従い見舞金の給付を請求される時は、以下に定める書類に必要事項を記入して、当社にご提出いただくものとします。

- ・災害発生報告書兼見舞金給付申請書
- ・洪水・地震による半壊以上を証する公的書類（罹災証明書等）
- ・火災による損害を証する書類（写真・修理見積等）
- ・対象者様の住居であることを証する書類（罹災証明書に記載のある氏名と対象様の氏名が異なる場合のみ）
- ・その他当社が必要と判断した書類

第5条（見舞金を給付しない場合）

次の各号に該当する場合には見舞金を給付しません。

- (1) 購入者様もしくは関係者様の故意、重過失、詐欺または横領、犯罪行為による損害と認められる場合
 - (2) 戦争、外国の武装行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
 - (3) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (4) (3)に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
 - (5) (2)から(4)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (6) 差押え、収容、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。但し、消防又は避難に必要な処置として行われた場合を除く。
 - (7) 日本国外で発生した事故による損害
 - (8) 災害発生から12か月以上経過して請求された場合
- なお、請求期間以外でもご事情によってはお支払をすることもあります。

第6条（他の補償制度との関係）

本規定による見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

【お問合せ先】

株式会社富山常備薬グループ

お問合せフリーダイヤル

TEL 0120-065-093